

## 千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

平成16年5月26日	制定	(児第264号)
平成17年4月1日	一部改正	(児第17号)
平成19年10月1日	一部改正	(児第5116号)
平成21年4月1日	一部改正	(児第684号)
平成25年3月15日	一部改正	(児第2960号)
平成29年3月31日	一部改正	(児第1966号)
令和4年1月12日	一部改正	(児第2118号)
令和6年6月18日	一部改正	(児第822号)
令和6年8月8日	一部改正	(児第1287号)
令和8年2月2日	一部改正	(子第2273号)

### 1 事業目的

ひとり親家庭等及びその児童の就業による自立を推進するため、就業支援員による就業相談及び就業支援講習会の実施等、総合的な就業支援を行う。

また、離婚後もこどもが心身共に健やかに育成されるよう、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員による相談等を実施するとともに、親子交流に係る事前相談や親子交流支援を行う。

### 2 実施主体

事業の実施主体は千葉県（以下「県」という。）とし、県内の母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人及びNPO法人（以下「母子・父子福祉団体等」という。）又は民間の専修学校、各種学校等事業を適切に実施できる者に委託して実施する。また、事業の一部を適切な者に再委託することができる。

### 3 定義

- (1) 「ひとり親家庭等」とは、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、離婚を考える父母をいう。
- (2) 「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
- (3) 「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定する心身の発達の過程にある者をいう。

## 4 対象者

対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 就業支援事業及び就業支援講習会事業の対象者は、県内に居住するひとり親家庭等及びその児童とする。
- (2) 養育費等支援事業の対象者は県内に居住する、ひとり親家庭等及びその子ども又は離婚後において子どもと別居している親とする。
- (3) 親子交流支援事業の対象者は、県内に居住するひとり親家庭等及びその子ども又は離婚後において子どもと別居している親とし、以下の要件を全て満たす者とする。なお、親子交流支援の実施は、子どもが18歳到達後の3月末までとする。
  - ア 子どもと親子交流を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流を希望する同居親
  - イ 本事業の申し込み時点で、親子交流の取決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること
  - ウ 過去に本事業の対象となっていない者

## 5 事業内容

### (1) 就業支援事業

#### ア 就業相談

就業支援員を設置しひとり親家庭等及びその児童の就業相談に応じ、個々の相談者の意欲や能力、生活状況等に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じ市町村へ赴き、就業に係る巡回相談を行う。

また、就業相談の実施に当たっては、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施し、個々の状況に応じ公共職業安定所等へ繋げるなど連携を図る。

なお、就業以外の相談についても適宜、関係機関と連携して必要な支援を行う。

加えて、就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成するとともに、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮する。

さらに、女性相談員の配置やDV被害者等への配慮を行う。

#### イ 就業促進活動

地域の企業等に対し、ひとり親家庭等及びその児童に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、地域企業の求人ニーズの把握に努め、求人開拓を行う。

#### ウ 相談関係者の活動支援

母子・父子自立支援員等に対する情報提供や知識の普及など資質向上のための研修会を開催するなど、相談支援体制の整備を図り、就業支援策の推進に活用する。

## **(2) 就業支援講習会事業**

ひとり親家庭等及びその児童や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を修得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催する。

講習会の実施に当たっては、個々の状況に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施することとし、受講しやすい日及び時間帯を設定する。

講習会の実施については市町村及び公共施設等に協力を求め広く周知し、千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて受講希望者の応募受付等を行う。

## **(3) 就業情報の提供事業**

母子家庭等就業支援バンクを開設し、求人情報をひとり親家庭等及びその児童に適宜提供するとともに、企業等への雇用を促進するための啓発活動を行う。

## **(4) 養育費等支援事業**

地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図り、ひとり親家庭等及びそのこどもに対する生活支援を継続的に行う。

また、ひとり親家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する個別相談等を行う。

## **(5) 親子交流支援事業**

親子交流の相談援助対応や家事調停・家事裁判に関する業務又はこれと同等の業務に従事した経験を有する者を親子交流支援員として配置し、別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流支援に係る事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

## **6 関係機関との連携**

事業実施に当たっては、公共職業安定所及び福祉人材バンク、市町村、福祉事務所、健康福祉センター、家庭裁判所、母子・父子自立支援員並びに福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

## **7 事業報告**

母子・父子福祉団体等及び各種教育機関等は、事業の実施に当たり収集したひとり親家庭等及び企業等の情報について県に報告し、県が事業計画を作成するための資料とする。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める

### 附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年10月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年1月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は令和6年6月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は令和6年8月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は令和8年4月1日から施行する。